

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 3 月 4 日(金)午後2時55分から午後3時58分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	5番	中村 智子
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告事項

(1) 専決事項について

2月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から2月15日付けで

許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。先ほどは最後の写真撮影大変ご苦労様でございました。今日この頃は日増しに日中暖かくなりました。春らしさを感じる今日この頃でございますが、朝夕はまだ零度以下というかたちで、体感温度ですか、温度差がたくさんございますので、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。そうは言ってもまだインフルエンザも、まだまだはやっているようでございますので、十分体調には気をつけていただきたいと思います。先日の3月1日には、7人の新しい、7人の農業委員が決まりました。おかげさまでこの中からもまた2名の方が残っていただくというようなことになりましたので、私といたしましても本当に心強く思っているところでございます。ひとつ、あとの3年間またがんばっていただきたいなと思っております。2月の行事等でございますが、2月9日に、遊休農地活性化シンポジウムが長野市で開かれまして、赤羽代理、有賀部長、事務局2人と私と5人で行ってまいりました。やはり遊休農地につきましては大変いろいろ難しい問題がございますが、今さら我々がなんともできませんので、新しい農業委員の人にしっかりまたご協力願いたいと思っております。2月12日には長野県女性農業委員の会研修会がございました。なぜ私が出席しなきゃいけないのかっていうのはまあ、農業委員なら会長さんも出席してくださいということでございましたので、下田委員、赤羽代理、事務局、私と4人で行ってきました。その研修会の中で住まい方アドバイザーという方が、近藤典子さんという方ですか、30年来断捨利について話をしそれで世界中を飛び回っていて、非常に好評だそうでございます。私も非常に断捨利というか片付け方が下手でどうしようもできないわけございましたけれども、いつかもしかしたら、そういう形でもっていつかは何とか使うだろう、もしかしたらというようなものはほとんど使わないそうでございますので、できるだけそういうものをきれいに周辺から片つけることによってものすごく気が楽になるそうでございますので、私もこれからそれを実践していきたいなと、ちょっと遅いわけでございますが、これからでも間に合うかと思っておりますので、やりたいと思っております。2月22日には上伊那ファーマーズのつどいがございました、大勢の方に参加していただきまして大変ありがとうございました。赤羽さんが農業功績者表彰、根橋さんが有害鳥獣の名人というかたちでもって認定されました。大変喜ばしいことだと思います。いよいよこれが最後の委員会でございますが、この三年間、無事過ごさせていただいたのは皆さん方

のご支援ご協力の賜物と思っております、本当に感謝申し上げますところでございます。お陰でもってここまでこられたのも本当にそう思っております。なお、まだ我々の任期は3月31日までございますので、いろいろの問題等ございましたら十分に尽くしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは本日の議題につきましてのご審議をお願い申し上げます、簡単ではございますがよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきまして議事を進めさせていただきます。3番の議事録の署名人の指名でございます、3番の三浦委員、4番の上島委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、4番の議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<原事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

岐阜県可児市桜ヶ丘6丁目…番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字青木…番、地目は田、面積1082㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能で、農地取得後の農業経営面積は31aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2号各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

現地調査した、では有賀さんお願いします。

<13番有賀委員>

それでは私のほうからご説明申し上げます。(場所の説明)前借りて作ってた人が返したいということで、返された事情がございますので、改めて探していたところBさんが継続して田んぼを作りたいということで現地を確認したところ、境等問題ございませんので承認をよろしくお願いいたします。以上でございます。

<尾坂会長>

どうもありがとうございました。この件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)はい、異議なしということでございますが、それではこの件につきまして承認することでもいいですか。はい、全員の賛成でございます。これについて許可にすることといたします。次に第5条、よろしく願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2 番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条であります。

1番と2番は関連しておりますので、一括説明させていただきます。

1番、所有権の移転でございます。

長野市松代町大室…にお住まいのAさんが所有します、大字辰野字甘露井…番、地目は畑、面積112㎡を、大字辰野…にお住まいのBさん、Cさん、Dさん、以上3名の連名で取得し、宅地の拡張をするための申請でございます。譲受人は申請地隣接に宅地を所有しており申請地も耕作しておりましたが、このたび購入することになりました。農家でないため宅地拡張として庭園とする計画でございます。申請地取得後の宅地の全体面積が一般住宅の基準の500㎡を超えますが、既存宅地がもともと500㎡を超えていることと、申請地を残しても有効利用が望めないためやむをえないと判断いたします。

2番、所有権の移転でございます。

先程の1番と譲渡人は同じでございます、Aさんが所有します、大字辰野字甘露井…番、地目は畑、面積77㎡を、岡谷市本町三丁目..番..号にお住まいのEさんが取得し、宅地の拡張をするための申請でございます。譲受人は譲渡人とは親戚にあたり、この方も申請地隣接に宅地を所有しているため、宅地拡張として庭園とする計画でございます。申請地は、1番2番いずれも準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては竹淵委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

現地を見ました竹淵委員、説明をお願いします。

<11番竹淵委員>

はい、11番竹淵ですが、私のほうから説明をさせていただきます。2月15日ですか、宮原・上島両委員と、私と、代理人の箕輪町の中坪行政書士の立会いの下、現地を

見させていただきました。先ほど説明のあったように、1番目といたしましては、1番目も2番目もこれ、長野市の松代にお住まいのAさん所有の畑ということで、両方とも隣地の宅地の所有者に譲渡したいというものでありまして、Bさんのほうですけれど、この図面にあるようにこの土地につきましては全面宅地に囲まれておりまして、この状況からいまして、今後農地としての活用が困難だということもありまして、また、Bさんにつきましては今までこのAさんよりお借りして自分で畑として耕作していた、所有が面積満たしてないものですから、今回農地という形では取得できないので、宅地ということで取得したいということでもあります。隣接地でもあり境界等の確認もできましたし、宅地に隣接しているということで道路付近上水下水等にも関係ないと判断させていただき、やむをえないということで判断をさせていただきました。よろしくご審議お願いしたいと思います。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして、何かご質問ご意見等ございましたら。ちょっとお聞きしますがEさん、2番目のほうは岡谷市に住んでるんです、この人は。岡谷市に住んでいてこの近くに何かあるのか。

<11番竹淵委員>

Eさんの土地があるんです。

<尾坂会長>

隣地が。

<11番竹淵委員>

Fさんといううちがある、その方の娘さんです。Aさんとも親戚関係になるということで、先ほどいったようにEさんのほうは贈与、Bさんのほうは売買という形で今回申請されています。

<尾坂会長>

はい、わかりました。そのほかに何か、ご質問等。「なし」の声)いいですか。異議なし、この件につきまして異議なしということでございますので、この件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。次に第2号議案、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

今月は1件、1筆、面積は466㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

<尾坂会長>

はい、利用権設定が1件でございます。この件につきましてご意見ご質問等あればお願いします。(「なし」の声)はい、異議なしということでございますので、この件につきまして決定したいと思います。続きまして議案第3号、非農地の承認について、事務局より説明よろしくをお願いします。

【議案第3号、非農地の承認について】

<原事務局次長>

非農地証明書の交付申請でございます。

大字平出…にお住まいのAさんから、大字平出…番、登記地目は田、面積48㎡について申請がありました。理由としまして、申請地は平成2年に申請地の周辺を転用許可を受け集合住宅としましたが、何らかの理由で申請地が残ってしまいました。現況は、集合住宅完成時に一緒に宅地となっていて、すでに20年以上経過しており、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。この件につきましては、赤羽代理、下田委員が現地を確認しております。

<尾坂会長>

それでは現地を確認しました、赤羽代理さんお願いします。

<赤羽会長職務代理者>

2番赤羽が現地確認の報告をさせていただきます。(場所の説明)ただいま説明にありましたように、辰野不動産商事の中嶋さんと一緒に立会いをさせていただきましたけれども、今原補佐から説明のあったとおり、住宅と住宅にはさまれて残った土地でした。すっきり日陰にもなっておりますので、もう農地としては無理だろうということで認めざ

るを得ない状態でしたので、そんな風に判断をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ただいま説明がございました、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。（「異議なし」の声）はい、いずれにいたしましてもBとCにはさまれた間で、農地としては厳しいのではないかという状況でございます。異議なしということでこの件につきまして非農地と承認することといたします。どうもありがとうございました。次に議案第4号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局よりお願いいたします。

【議案第4号、農地利用最適化推進委員の委嘱について】

<原事務局次長>

議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について提案理由を申し上げます。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正により、同条第19条第1項の規定による推薦および募集の結果、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者と認められたため、同法第17条第1項の規定により下記の者を委嘱したいので、同法同条の定めるところによって委員会の同意を求めるものです。

下記の表をご覧ください。(議案により説明)以上 提案理由を申し上げます。ご審議の上、それぞれ委嘱することについてご同意くださいますようお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして何かご質問ご意見等ございましたらお願いします。ちょっとお聞きしますけれど悪いですが、農業委員会等に関する法律、これは昭和26年の法律なんですか。

<原事務局次長>

この農業委員会等に関する法律というのができたのが昭和26年のこの法律第88号になるんですね。それが今回改正、その内容が改正になったという、この法律ができたのが昭和26年。

<尾坂会長>

法律のもとがね。それでこれが今回改正されたということ。

<原事務局次長>

内容が変更された。

<尾坂会長>

平成27年かと思ったんですよ、一部改正されたのがね。いいんですねこれ。農業委員会に関する法律のもとが昭和26年にできたんですね。だけど今回の提案理由の中で推薦制にこの農地利用最適化推進委員というのが新しくできましたよね。昔からではないですよ。

<原事務局次長>

農業委員会等に関する法律の中の17条、19条が、関連する法律ができております。法律の中で。

<尾坂会長>

新しくなったからその部分だけが改正だったんですね、それでもこういう表現になるんですね、こういうときは。

<15番小澤委員>

でもわかりやすくするためには28年度の改正でこういう風になりましたというのは必要なんじゃないの。

<飯澤事務局長>

これはもうこういう決まりでやっておりますので、ご承知いただきたいと思います。様式に基づいた形ですのでお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、いいですかね。小澤さん今、そういうことだそうでございます。

<15番小澤委員>

腑に落ちないけど。

<飯澤事務局長>

どこがわからないですかね。

<15番小澤委員>

やっぱ改正は改正があったということを明記したほうがいいんじゃないかってこと。

<飯澤事務局長>

この法律はできたのが今補佐が言ったように昭和26年に法律第88号というものでできまして、これは農地解放で新しい憲法ができてから小作、地主小作を調整する農地法ができた、そのときからなんですねこれは。

<15番小澤委員>

農業委員会というのが26年。

<飯澤事務局長>

はい、ですから戦後に農地法やら農業委員会というのができまして、そのときに法律ができてね、その後毎年いくらかずつの改正みたいなものがあるんですね。本年でいうか今年の8月ですか、法律の改正がいあって施行されたのが9月ですけれども、いろんな改正がやっぱ積み重ねてきております。それはもうだーっとこういっぱいあるんですけれども、そういった内容については逐次説明してきているわけです。ですので最終的には今回大きな今までの公選制から任命制という風になったり、それから農地の集積をはかるための大きな二つくらいの改正があったわけですね。これはこの前説明してあるとおりなんですけれども。それに基づいて農業委員会の中にその最適化推進委員、特にこれは農地の集積を図るための方ですけれども、そういった方を今度農業委員会が委嘱するということになっているわけです。今度の新しい農業委員さんは推薦をいただいた方を町長が任命して議会が同意するというので、3月1日に議会初日に選任同意をいただいて農業委員さんは決定しております。ですので今日推進委員ということで、委嘱を認めてもらうと。で、正式にはですね、4月1日以降の新しい農業委員さんで会長さんを選出したあとに決定していただくわけですけれども、それだといろんなものがついていかないの、国のほうの法律の中では、あらかじめ準備行為については認めるということになっております。それで、準備行為として現在の農業委員さんが委嘱を、これ、内定なんですけれどもね、正式には4月1日、新しい農業委員さんが委嘱するという風になります。準備行為としてのご同意をいただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

<尾坂会長>

はい、そのほかに。竹淵さん。

<11番竹淵委員>

今回ここで一応委嘱の決定をするわけなんだけれど、よく、自分の知っている人以外はわからない、ちょっと年齢等入れておいたほうがいいじゃないかなという気がするんだけど、年齢を入れちゃいけないという何か規則があればなんだけれど、そうするとちょっと、多少はこのくらいの年ならいいとかあんまり若くて20代だとかそんな年ならいけないよっていう話になってきちゃう、そこらへんをちょっとわかりやすく入れたほうがいいかなって気がするんですが、また、何かいけないっていうことがあれば。

<尾坂会長>

そうですね、農業委員のところはあのときには全部年齢が出ていましたのでね。しちゃいけないということはないと思うんですけど。

<原事務局次長>

申し訳ありません、今回の議案第4号には載っていませんが、ホームページのほうの公開については、公開のところには全部年齢を入れてありますが、申し訳ありません、今回この議案のほうには入れてませんので、また、すぐわかりますので後ほど発表させていただきます。

<尾坂会長>

別に年齢はいいんでしょ、出しても。一応出して、基本的には出ますんでこれからはそういうなかたちでよろしくお願いします。何か質問等ございましたらお願いします。各地区からこういう形で推薦してこられましたのでこの件につきまして次の皆さんに。(有賀委員から推進委員の名前について質問)この件につきまして、この皆さん方に各地区からの推薦できておりますので、委嘱することに異議ございませんか。(「なし」の声)はい、このように承認していただきましたのでありがとうございました。次に報告事項に入りたいと思います。(1)専決事項についてお願いします。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、2月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から2月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

報告事項は以上でございますが、何かありましたらお願いいたします。ないようですので4番の議事についてはこれにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。次に5番のその他について。

その他

○その他

第119回長野県農業会議定期総会 3月25日(金)長野市 会長

ファーマーズのつどい精算

報酬

会費・味噌づくり会費精算→残金は各人口座に振り込み

新農業委員・推進委員の年齢入り名簿配布

農業新聞継続購読のお願い(会長から)

この後の予定について原事務局次長説明

新農業委員・推進委員への引継ぎの件

農振地域からの除外があり農地転用未案件の内容の引継ぎ

わかば農園の取りまとめについての有賀委員からの質問

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印